

アメリカ最高裁判所の 判例にみられる「家族」観

藤倉 皓一郎

- 一、はじめに
- 二、最高裁の判例
 - 1 結婚
 - 2 夫婦のプライヴァシー
 - 3 未婚者のプライヴァシー
 - 4 妊娠中絶
 - 5 離婚
 - 6 未婚の父
- 三、むすび

一、はじめに

アメリカは多様な人種、歴史、文化の背景をもつ人たちによって構成された社会である。それだけに社会の基本制度である婚姻、家族については、一定の価値観にもとづくモデルをかかげ、これを法的に規定し強制するところがあ

アメリカ最高裁判所の判例にみられる「家族」観

同志社法学 三三卷三・四号 一一一（五〇五）

る。多様な要素をもつ社会だけに、同化をすすめ、基本的制度の安定をはかる必要が強いからであろう。しかし、このところアメリカの社会のなかで伝統的な婚姻、家族のモデルが、価値観の多様化のまえに大きくゆらいでいるようである。こうした伝統的「家族」観の変化が合衆国最高裁判所の判例のなかに、どのように反映しているかをみるのが本稿の目的である。

アメリカ社会における伝統的な結婚観、家族観をあげるとすれば、それは次のようなものになるであろう。(a)結婚は男女の生涯にわたる結合である。(b)初婚同志の結びつきである。(c)夫婦の結合は子供を生むためのものであり、家庭は子供を育てる場である。(d)家庭において、夫婦はそれぞれの役割を分担する。このように一夫一婦の結合を理想とする結婚観はユダヤ・キリスト教の伝統に根ざしたものであり、夫婦と子供を中心とした家庭像は、白人の中産階級の生活様式を反映したものと⁽¹⁾いえるであろう。

アメリカ社会の特色は、こうした一定の価値観にもとづく結婚、家族モデルが、コモン・ローと州法によって詳細に規定され、きびしく強制されてきたことにある。そしてモデルに反する行為や生活様式は、規範からの逸脱、異端であるとされ、法的制裁や不利益扱いが加えられてきた。

しかし、ここ一世代のうちに、アメリカ社会における結婚や家族についての基本的な価値観が大きく変り、伝統的な行為規範がゆらぎはじめたことは誰もが認めるところであろう。

こうした変化は、当然、合衆国最高裁判所の判決にも反映している。結婚や家族にかかわる価値の変化がどんな事例で、どんな法的争点のかたちをとって争われたか。最高裁はどんな理由にもとづいて、どんな判断を下したか。最高裁の判決がどんな意味をもって、アメリカ社会の結婚、家族観の変化に影響を与えたか。

これらはどれも興味ぶかい問題であるが、社会学の研究成果や、下級審判例の流れなどを詳しく調べたうえでなければ、なかなか答えられないことである。ここでは、こうした問題に関心をもちながら、いくつかの最高裁判例を読み、そのなかから「家族」観にかかわる部分を抜き出してみた。あくまでも問題の側面の点描、素描にとどまるものである。⁽²⁾

ここでは次のような問題につき判示した最高裁の判例をとりあげる。いずれも一九六〇年代以降の判決である。(1) 異人種間の結婚禁止は違憲であり、結婚の相手を自由に選ぶことは人間の基本権の一つである。(2) 避妊薬の使用禁止は憲法上保護された夫婦のプライバシーを侵す。(3) 未婚者への避妊薬の配布禁止は個人のプライバシーを侵す。

(4) 州は手数料を支払えない貧困者に対しても、「基本的人間関係の調整」のため裁判による離婚手続の利用を保障しなければならない。(5) 妊娠三ヶ月以内の中絶の決定は妊娠した女性のプライバシーの権利に属し、州はこれを規制できない。夫の同意、未成年者について親の同意を必要とした州法は違憲である。(6) 内縁関係から生まれた子の父親には監護権を認めない州法は、父親に親としての適格性を主張、立証する機会を与えずに、その権利を奪うものである。これらの最高裁判決は、一方で、伝統的な婚姻、家族関係の重要性をみとめる表現をとりながら、他方で、それを弱める結果を生んでいるようである。社会の価値観が多様化するなかで、婚姻、家族という基本的な制度について、その位置づけ、再定義を必要とする訴訟の争点を扱いながら、最高裁の判決はいまだ明確な方向を示していないという印象である。

しかし、これまでの判決の表現を綴り合せて、そのなかから次のような意味を引き出し、また影響するところを考えることが許されるのではなからうか。

(1) 憲法上、夫婦、家族という人間の結合体よりも、それを構成する個人の権利の保護が重視される。たとえば、避妊薬の利用、中絶については、夫婦、家族ではなく、個人に決定権がある。

(2) 婚姻、家族にかんして、個人はみずからの好む様式を選ぶ自由がある。誰が誰と結婚するか、子供を生むかどうかは個人の選択に委ねられ、個人の基本権として憲法上保護される。州は特定の価値観にもとづく法規制、干渉をできるかぎりひかえ、中立の立場をとるべきである。

(3) 上記(1)と(2)の結果として、法律婚と事実婚、法律上と事実上の家族関係の区別が実質的な意味を失うことになる。非嫡出子、その父に対する不利益扱いを差別であるとする判決は、さらにこの傾向を進めるものである。法律上の婚姻、正式の家族関係の意味が、いまさら問いなおされるのである。

(1) L. J. Weitzman, *Legal Regulation of Marriage: Tradition and Change*, 62 Calif. L. Rev. 1169, 1197-1236 (1974).

(2) 本稿をまとめるうえで、(1)にあげた文献の他に、次の論文を参照した。

Riga, *The Supreme Court's View of Marriage and Family: Tradition or Transition?* 18 J. of Family L. 301 (1979-80); Wilkinson and White, *Constitutional Protection for Personal Lifestyles*, 62 Cornell L. Rev. 563 (1977); Glendon, *Marriage and the State: The Withering Away of Marriage*, 62 Va. L. Rev. 663 (1976).

二、最高裁の判例

1 結 婚

結婚について触れた最高裁判決として、一九六七年の *Loving v. Virginia* をあげることが出来る。この判決は黒人に対する差別撤廃運動の高まった時期に下されたもので、異人種間の婚姻を禁止したヴァージニア州法を違憲とした。⁽³⁾

同法は白人が白人以外の人種と結婚することを全面的に禁止するものであった。これに違反する婚姻の両当事者は、一年以上三年以下の懲役刑を科せられた。

一九五八年、ヴァージニア州に住む黒人女性と白人男性がコロンビア特別区に行き、その法律にもとづいて結婚したのち、ヴァージニア州に戻って住居を定めた。その後間もなく、この Loving 夫妻は同州の異人種婚姻禁止法に違反したとして起訴され、州地方裁判所によって懲役一年の判決を受けた。⁽⁴⁾ 夫妻はコロンビア特別区に移住したのち、一九六四年、連邦地裁にヴァージニア州法の違憲判断と彼らに対する有罪判決の執行の差止めを求める訴訟を提起した。

同州裁判所の先例によれば、異人種婚姻禁止法定定の目的は、州住民の人種的品位の保持、混血、雑種化の防止、人種の誇りの維持のためとされ、いずれも正統性をもつ立法目的に当たるとされていた。さらに州の主張によれば、婚姻は伝統的に州の規制するところであり、連邦の関与すべきことではない。第一〇修正のもとで婚姻にかんする規制は全面的に州に留保されているというのである。

本件において、ヴァージニア州は次の理由をあげて同州法の合憲性を主張した。(1)連邦憲法の第一四修正は、州の刑法規が白人にも黒人にも同等の刑罰を定め、両人種に平等に適用されることを求めるものである。異人種婚姻禁止法は人種による分類を定めているが、婚姻の当事者である白人と黒人とを同等に処罰するものであるから、人種にもとづく悪意の差別をするものではない。(2)人種分類の使用が第一四修正違反でないとすれば、州が異人種間の婚姻を他の婚姻と別異に扱う合理的根拠があるかという問題になる。この点について、別異に扱うことを否定する科学的根拠は明白ではないのだから、異人種間の婚姻を制約するのがよいという州の判断が尊重されるべきである。

最高裁はヴァージニア州法を違憲とする判決を下した。第一四修正の平等条項と適正手続条項のいずれにも違反する

というのである。

まず平等条項の違反について、判決は次のように述べている。この州法の規制は人種にもとづく分類によって成り立っている。人種分類の使用はやむをえぬ事由のないかぎり違憲の疑いがあり、厳格な審査の対象となる。罰則の適用が白人にも黒人にも平等に適用されるということは、人種の分類を正当化するものではない。州法は「婚姻という」一般に承認されている行為を異る人種に属する当事者が行うことを禁止している。さらに州法が白人のかかわる雑婚のみを禁止していることは「白人優位」を維持する手段であることを示しており、人種分類の目的は悪意の人種差別以外のなものでもない。人種を理由として市民の権利を制限する立法は合憲性を認められない。人種分類を唯一の理由として、結婚の自由を制限することは第一四修正の平等条項に違反する。

また、この州法はラヴィング夫妻から第一四修正の法の適正な手続を奪うものである。結婚の自由は久しく自由な人間が秩序ある幸福追求に欠かすことのできない重要な個人の権利の一つであると認められてきた。結婚は「人間の基本権」の一つであり、われわれの存在と生存の基礎となるものである。わが憲法のもとでは、他の人種の人と結婚するか、結婚しないかという自由は個人に委ねられたことであり、州によって侵害されてはならない。

最高裁のこの判決は、州法の人種分類の使用が平等条項に違反すると同時に、「結婚の自由」を奪い、適正手続にも違反するとしたことが注目される。それによって結婚における人種差別を違憲とした判決にとどまらず、結婚を人間の基本権の一つとして認め、州は個人の結婚の自由に制約を加えるべきでないという立場を示したのである。この判決は、誰が誰と結婚すべきかについて、法はできるかぎり干渉すべきではないというアメリカ社会の合意に憲法的な承認を与えたとみられるのである。⁽⁵⁾

この判決が下されてから、婚姻にかんする既存の制限要件がみなおされ、整理される傾向が強くなった。年齢、身体、精神状態、親等、待婚期間などの婚姻を制限する事由の根拠があらためて問いなおされることになった。一九七〇年に提案された統一婚姻および離婚法は、婚姻の要件を単純化し、婚姻の禁止事由を減らすという方向でまとめられた。⁽⁶⁾

結婚する権利が憲法上保護される個人の基本権であるということになると、その限界が問題となる。⁽⁷⁾ 受刑者、同性愛者、複数配偶者婚（一夫多妻、多夫一妻、多夫多妻）などの婚姻が訴訟で争われているが、これまで最高裁はラヴィング事件判決の立場を伝統的な異性間の一夫一妻制婚姻以外のものに拡大して適用することはしていない。

(3) *Loving v. Virginia*, 388 US 1. (1967). この判決の当時、南部を中心とした一六州で、異人種間の結婚を禁止する法律が実施されていた。388 US 6 footnote 5. この判決の紹介として、久保田きぬ子「平等権——白人と黒人の結婚の自由」英米法判例百選 I 公法、別冊ジュリスト五九号一三八頁（一九七八年）がある。

(4) 州地方裁判所の判事は一年の刑を宣告したが、夫妻がヴァージニア州から退去し、二五年間、連立って同州に戻らないことを条件に判決の執行を猶予した。判決文のなかで次のように述べている。

「全能の神は白、黒、黄、マレイ、赤の人種を創造され、それぞれを別の大陸におかれた。この神の御旨を妨げることなしに、このような婚姻は成り立たないのである。神が人種を分かつたという事実は、神が人種を混合される意思のないことを示している」。最高裁判決の引用から。 *Loving v. Virginia*, 388 US at 3.

(5) Drinan, *American Laws Regulating the Formation of the Marriage Contract*, 383 *Annals* 48, 49 (1969).

(6) NATIONAL CONFERENCE OF COMMISSIONERS ON UNIFORM STATE LAWS, UNIFORM MARRIAGE AND DIVORCE ACT OF 1970. なお Glendon, *Marriage and the State: The Withering Away of Marriage*, 62 *Va. L. Rev.* 663, 669 (1976) 参照。

(7) *Wilkinson and White, Constitutional Protection for Personal Lifestyles*, 62 *Cornell L. Rev.* 563, 569 以下に詳し。

2 夫婦のプライバシー

一八七九年以来、コネティカット州には、すべての人に対して避妊薬、器具の使用を禁止する法律があった。最高裁は夫婦のプライバシーは憲法上保護されるとして、それを侵すこの法律を違憲と判断した。⁽⁸⁾ 一判事は「これは普通にはないほど馬鹿げた法律である」と評した。⁽⁹⁾ この判決は、憲法上プライバシーの権利を承認した点で、画期的な判決であるといわれている。

判決は、伝統的な婚姻制度の要素である「夫婦間のプライバシー、結婚し、家庭をつくる権利は、「憲法に」明示され保護される基本的権利と同列の重要性をもつ」ことを認めた。⁽¹⁰⁾ この権利は憲法上、州の不当な干渉から保護されるというのである。

州法の規制の対象が、夫婦間の寝室の行為にかかわるだけに、プライバシーの権利を認め、州法がこの私的聖域に立ち入るべきでないとしたのは当然であろう。ここで認められたプライバシーは、まさに夫婦間の秘事を守るということである。

この判決は、一方で、正式の「夫婦」間の性交渉を守り、伝統的婚姻モデルを強めるものであるが、他方、この領域への州の不当な介入を排除しているので、婚姻に対する規制の縮小、中立化の方向を指すものでもある。

コネティカット州の法律は「避妊の目的で薬品、器具を使用する者は五〇ドル以上の罰金もしくは六〇日以上一年以下の懲役を科される」とし、さらに「他人の違反に協力、助力、指導、誘導、指示を与えた者」も主犯と同様に罰せられると定めていた。⁽¹¹⁾

一九六一年、コネティカット州計画出産同盟委員長グリズウォルドとエール医大教授ボクストン医師は、既婚者に

避妊方法にかんしての情報、指導、医学的助言を与えたとして逮捕された。その後、有罪判決をうけそれぞれ一〇〇ドルの罰金に処せられた。

最高裁はコネティカット州法が夫婦のプライバシー権を侵すものであり違憲であると判断（六対二）した。しかし夫婦のプライバシー権については、連邦憲法に明文の規定を欠く（反対意見）ので、その憲法上の根拠については裁判官のなかで見解が分れた。(1)憲法に明示された基本権の保障（第一、三、四、五修正）はさらにそれらの周辺 *penumbras* にも及ぶのであり、プライバシーの権利はその周辺圏にある。(2)第一四修正の保障する自由は基本的な個人の人権にも及ぶのであり、人権保障の条文（第一から八修正）に明示された権利にかぎらない。(3)州法は秩序ある自由の概念に含まれる基本的な価値に反する。(4)州法は第一四修正の定める適正な法の手続によらずして夫婦から「自由」を奪うものである。さらに、第九修正が憲法に個人の基本的権利が列挙されていることを理由に、国民に留保された他の権利を否定してはならないと定めていることが補足的な根拠としてあげられている。

法廷意見は個人の基本権の周辺にあるものとして憲法の保護が及ぶとした先例をいくつかあげている。州の公立学校義務教育法に対して両親が子供を私立学校で教育を受けさせる権利、私立学校でドイツ語での教育を受けさせる権利、⁽¹³⁾ 結社に加入し、その結社のプライバシーを守る権利⁽¹⁴⁾ などである。

また同意意見のなかでも第一四修正にかかわる先例の見解が引用されている。「当裁判所はこのように保障された自由を正確に定義づけようとはしなかったが、この文言は十分に考慮され、またそこに含まれることのいくつかを明確に認めてきた。疑いもなく、それは身体的拘束からの自由のみならず、結婚する、家庭をつくる、子供を育てる……権利を意味している」⁽¹⁵⁾。

法廷意見はプライバシーの権利を認めた先例を引用したのち、本件の州法は夫婦のプライバシーにかかわるものであり、しかもその目的にてらして規制の手段が不当にきびしいものであるとした。すなわち州法は避妊薬の製造、販売を規制するのではなく、その使用を禁止することを定め、プライバシーによって保護される関係に最大の破壊的な衝撃を与える手段をもって、その立法目的を果そうとしている。「夫婦の寝室という神聖な領域で、警官が避妊薬使用の痕跡を探すことを許すのであろうか。そのこと自体が婚姻関係をつつむプライバシーの考えにとって嫌悪をもよおすものである。……結婚とは、「両性が」永続を望みながら、互に献身的な親密度をもって、よきにつけ悪きにつけ、結合することである。」⁽¹⁶⁾

- (8) *Grissold v. Connecticut*, 381 US 479 (1965).
- (9) ステューワート判事の反対意見のなかの評言。381 US at 527.
- (10) ゴールドバーグ判事の同意意見。381 US at 495.
- (11) *General Statutes of Connecticut (一九五八年修正) §§ 53-32, 54-196*.
- (12) *Pierce v. Society of Sisters*, 268 US 510 (1925).
- (13) *Meyer v. Nebraska*, 262 US 390 (1923).
- (14) *NAACP v. Alabama*, 357 US 449 (1958).
- (15) *Meyer v. Nebraska*, 262 US at 399. (16) 381 US at 485-6.

3 未婚者のプライバシー

グリズウォルド事件判決は、避妊薬使用禁止の州法を違憲とし、「夫婦」のプライバシーが憲法上保護されることを認めた。七年後、最高裁は未婚者への避妊薬の配布を禁止したマサチューセッツ州法を違憲とし、未婚者個人のプライバシーにも憲法上の保護が及ぶと判決した。⁽¹⁷⁾

前の判決は、正式の夫婦間の性的プライバシーにかかわるもので、社会の承認する婚姻関係の重要性を認め、憲法に明示された権利と同様の保護に値いするとした。本判決は、それを受けて夫婦関係についてと同様の保護が、未婚者間の性的プライバシーにも及ぶとしたのである。社会的制度として承認されていない性関係にかかわるものだけに、この場合のプライバシーの憲法上の根拠はなにかが問題とされた。また、あたかも最高裁が私通関係に憲法上の保護を及ぼしたという印象をあたえたので、批判を招いた。⁽¹⁸⁾

最高裁は、未婚者にとって避妊薬を利用する必要性は既婚者とかかわらないとした。その理由は、そもそも夫婦は独立の一体ではなく、「知的、感情的に別個の二人の結合である。なによりプライバシーの権利は、不当な政府の干渉を受けないという個人の権利である」というのである。

ここで認められたプライバシーは、場所(個人の家庭内)、秘事(夫婦間の性関係)といった要素を離れて、私的自治の要素が強い。⁽¹⁹⁾ 子供を設けるかどうかといった、基本的に個人にかかわる事柄について、政府の干渉を受けずに個人が決定する自由という側面である。個人のこの私的自治の要素は、のちの妊娠中絶をめぐる判決でさらに明確になる。その意味でも本件判決は注目されていい。

ウィリアム・バードはポストン大学の学生に人口問題と避妊について講演したのち、避妊薬を無料で一女性に配布した。マサチューセッツ州法は「避妊のために薬品、医薬、器具、用具……を配布した者」は最高五年の懲役刑を科すと定め、ただし登録医が既婚者に避妊薬を与える場合を除外した。⁽²⁰⁾ バードはこの法律の違反によって有罪判決を受けた。彼が医師ではないのに避妊の目的で避妊薬を配布した点の違反が問われたのであるが、この法律が独身者への配布を禁止したことが連邦憲法に違反するかどうか争われた。⁽²¹⁾

法廷意見は、この法律の立法目的を(1)保健——身体に有害な医薬品、用具の規制、(2)私通の抑止——独身者による婚前交渉の防止、(3)避妊そのものの禁止の三点から検討したうえで、(1)、(2)はこの法律の目的であるとはいえず、(3)がその目的であるとした。そして避妊そのものの禁止は第一四修正の平等条項のもとで独身者の権利を侵害すると判断した。

争点は、この法律のもとで既婚者と未婚者との取扱いを異にした合理的な理由があるかということである。

(1)この法律が妊娠・望まない子供の誕生によって、私通を罰しようとしているとは考えられない。避妊薬の禁止が未婚者に与える効果はほとんど考えられない。避妊の目的ではなく性病予防のためなら、既婚者、未婚者にかかわりなく容易に避妊薬を入手できる。また既婚者は使用の目的にかかわらず避妊薬を入手できるのであるから、既婚者と未婚者間の私通は抑止できない。さらに私通に対する刑罰は、罰金三〇ドルか三ヶ月の拘禁であるが、その私通を抑止するために避妊薬の配布に五年の刑を定めたとは考えられない。

(2)この法律は公衆衛生の観点から有害な医薬品の配布を規制するものであるともいえない。それが目的であるとするれば、法律の文言は差別的であり包括的すぎる。健康上の理由で医師が避妊薬の使用を指示する場合があるとすれば、既婚者にも未婚者にもその必要は同じように存在する。またすべての避妊薬、避妊具があきらかに危険であるとはいえない。配布を既婚者のみに限ることは未婚者に対する差別であり、また危険のないものまで、すべての避妊薬の配布を医師の裁量にかからしめるのは包括的すぎる。さらに危険な医薬品の配布については、すでに他の連邦法、州法によって規制されている。

(3)以上の分析から、この法律に残る目的は避妊そのものの禁止である。

グリズウォールド事件判決のもとで、既婚者への避妊薬の配布禁止ができないとすれば、未婚者への配布禁止も同様に認められない。「グリズウォールド事件で問題となったプライヴァシーはたしかに婚姻関係に内在するものであった。しかし婚姻した夫婦はそれ自体の心神をもつ独立の人格ではなく、それぞれが別個の知性と感情をもつ二人の個人の結合である。プライヴァシーの権利に意味があるとすれば、それは既婚、未婚を問わず、子供を身ごもり、設けるかどうかの決定という人間に基本的にかかわる事柄に対して、政府の不当な干渉を受けないという個人の権利である。」⁽²²⁾

本件の判決要旨は次のようにまとめることができよう。州法が医師による避妊薬の既婚者への配布を認めながら、他方で、未婚者への配布を禁止したことは、妥当な公共目的のために合理的関連性をもたない分類を採用したものであり、第一四修正の平等条項に違反する。

グリズウォールド事件判決は夫婦間の避妊薬「使用」禁止を違憲としたものであった。(1)未婚者の避妊薬「使用」、(2)既婚者あるいは未婚者の避妊薬「入手」に対する規制の合憲性が次に残された問題であった。アイゼンスタッド事件判決は、プライヴァシーの権利を拡大して、(1)、(2)の権利を正面から肯定することはしなかった。しかし、避妊薬の使用あるいは入手を規制する州法の立法目的をきびしく審査する立場をとった。判決によれば、マサチューセッツ州法の目的はコネティカット州法と同様、避妊の抑止である。既婚者に対するこの種の規制は、すでに違憲とされた。避妊の抑止という立法目的のもとで、既婚者と未婚者とを区別すべき理由はない。従って、平等条項のもとで、既婚者に認められた保護は未婚者にも及ぶというのである。

判決が州法の立法目的をくわしく検討したのは、規制の対象が子供をつくるか、つくらないかという基本的かつ個人的な決定にかかわるからである。州法がかりに既婚者、未婚者を区別せず、避妊薬の配布を全面的に禁止したとす

れば、個人のプライバシーの権利を侵すか、当然、配布を受けうる者の適正手続上の権利を奪うとして違憲とされよう。子供をつくるかどうかについての個人の決定権が憲法上の権利とされるか。判決はこの点についての判断を示していない。当時、次にとりあげる妊娠中絶をめぐる事件が審理中であった。この争点はその事件にゆずられたのである。⁽²³⁾

(17) Eisenstadt v. Baird, 405 US 438 (1972).

(18) Riga, The Supreme Court's View of Marriage and the Family, 18 J. of Family L. 301, 302-3. (1979-80).

(19) この点の指摘は次の論文をよめ。 Wilkinson and White, Constitutional Protection for Personal Lifestyles, 62 Cornell L. Rev. 563, 589. (1977).

(20) Massachusetts General Laws Ann. c. 272 § 21, 21 A.

この法律は、避妊薬の配布にかんして次の三つのクラスを設けている。(1)既婚者は避妊の目的で、医師から、あるいは処方箋を示して薬剤師から配布を受けられる。(2)独身者は避妊の目的では誰からも配布を受けられない。(3)既婚者、あるいは独身者は避妊ではなく性病予防のためであれば誰からでも配布を受けられる。 405 US at 442.

(21) 州法が避妊薬を禁止した目的は婚外交渉の防止であるといわれる。しかしこの理由づけは、同州で避妊のためではなく、性病予防のためであれば既婚、未婚を問わず避妊薬を入手できることからみて、きわめて薄弱であるとされた。

(22) 405 US at 453.

(23) The Supreme Court, 1971 Term, 86 Harv. L. Rev. 1, 116-122 (1972).

4 妊娠 中絶

妊娠中絶を特定の事由に限って認める州の法律は合憲か。中絶を母体の生命を救うために必要とされる場合をのぞいて禁止したテキサス州法と、母体の生命、健康維持、胎児の奇型、強姦による妊娠の場合に限定したジョージア州法の合憲性が争われた。原告は、前者が未婚の妊婦、後者は結婚している妊婦であった。最高裁はいずれの州法も妊

娠した女性のプライバシーの権利を侵すもので、違憲であるとした。妊娠した女性に子供を生むか、中絶するかの決定権があることを認めたのである。

次に問題となったのは、妊娠した女性の夫あるいは未婚、未成年の妊婦の親には、中絶についての同意権があるかである。中絶について夫あるいは親の同意を要件としたミズーリ州法の合憲性が争われた。最高裁は中絶の決定は妊婦個人の権利であるとして、夫あるいは親の同意を要件とした州法は、この権利を不当に制約するものであり、違憲であるとした。

妊娠中絶の権利については一九七三年に最高裁判所が判断を示した。⁽²⁴⁾

その判決によれば「女性が妊娠を中絶するかどうかの決定は……プライバシーの権利に含まれる」。しかしその権利は絶対的なものではなく、女性が妊娠をいつでも、どんな方法でも、また彼女自身のえらぶどんな理由によっても中絶できるというものではない。妊娠した女性は「胚を、のちには胎児を懐胎」しているので、自身のプライバシーのなかに孤立することはできない。ある時期から、州が母体の健康や誕生する生命の利益のために必要な規制を加えることは認められる。妊娠した女性のプライバシーと州の規制の必要は比較考量されなければならない。州規制の許容性は三つの段階に分けて考慮される。

(1) 妊娠三ヶ月までは中絶の決定と実施は、妊婦の担当医の医学的判断に委ねられる。州はその決定に干渉できない。(2) 妊娠三ヶ月経過後は州は母体の健康を守るために規制することができる。(3) 胎児が独立で生存可能な時期に至ったのちは、州は胎児の生命を守るために中絶を規制できる。また母体の生命、安全を守るために必要であると医学的に判断される場合をのぞいて、中絶を禁止することもできる。胎児が母体外で生存可能 viable な時期は、ふつう妊娠

七ヶ月とされるが、六ヶ月でも可能である。その時期は医術と設備の発展によって変るので、判定は医学的判断に委ねられる。

このように一九七三年の最高裁判決は、妊娠した女性に中絶する権利を認めた画期的なものであった。他方、この権利が絶対的なものではなく、州の規制に服することをも認めた。当然、州が中絶をどんな仕方でもどこまで規制できると争われることになった。最高裁の判決後、一九七四年にミズーリ州が制定した妊娠中絶規制法のいくつかの条項の合憲性を争う訴訟が起され、一九七六年、最高裁の判決が下された。⁽²⁵⁾ 原告はミズーリ州で妊娠中絶をおこなう施設をもつ公益法人「計画出産会」と同州の登録医であり、同州の法務長官が被告である。問題となった条項のうち、ここでは最高裁の「家族」観にかかわる三つの条項をとりあげる。州法が妊娠中絶の際に(1)本人の同意、(2)配偶者の同意、(3)妊婦が未成年である場合の親の同意を求めた各条項である。最高裁は(1)をのぞいて(2)、(3)を違憲であるととした。

妊婦本人の同意。州法の三条(二)は妊娠三ヶ月の間に中絶を受けようとする妊婦は、「彼女の同意は説明を受けたうえの任意のものであり、強制の結果ではない」ことを示す、手術同意書をあらかじめ提出しなければならないとした。原告はこの条項が中絶の決定に余分の制約を加えるものであり、かつ広範にすぎ、あいまいであると主張した。

一九七三年の最高裁先例が明確に判示したところによれば、妊娠三ヶ月までの期間は、妊婦とその医師がおこなう中絶の決定について、州は制約を加えることができない。しかし、最高裁は妊婦の同意書を求めることは合憲であるとした。

「中絶の決定はたしかに重大であり、しばしば心理的負担をとまなうだけに、その性質と結果についての完全な知

識をもって下されることが望ましく、かつ必要である。妊婦が第一の当事者であり、決定とその意味について彼女の認識が書面による同意を求めることで確認される。」

配偶者の同意。三条(三)は、妊娠三ヶ月までに中絶を求める妊婦は、その配偶者の同意書を必要とする」と定めた。ただし医師が母体の生命を守るために中絶が必要である旨を証明した場合はのぞく。

被告の主張によれば、この条項は「結婚を制度として捉え、家族の身分の主要な変更は結婚のパートナーによって共同して下されるべき決定である」という立法者の認識にもとづいて制定された。「家族をはじめめるには両当事者の合意が一般に必要である……相互の合意によってはじめた家族構成の変動は、やはり相互の合意によって終結させるべきである。」

原告はこの条項が夫に中絶を一方的に妨げ、あるいは拒否する権利を与えるためのものであると主張した。この夫の拒否権は彼が胎児の父親であるかどうかにかかわらず行使できるものであり、また夫の所在が知れない場合は同意を得られず、中絶ができないことも指摘された。

最高裁は配偶者の同意を求めた条項を違憲であるとした。その理由は、妊娠三ヶ月までの中絶は妊婦本人と医師の決定に委ねられ、その決定を規則あるいは禁止できないのであるから、その期間の中絶を妨げる権限を誰であれ特定の人に委任できないというのである。

判決は、夫が妻の妊娠と胎児の生育に深く関与し、利害関係をもつこと、またアメリカ社会において婚姻関係が重要であること、さらに中絶するかどうかの決定が結婚の将来に心理的、身体的に大きく影響することを認めながら、州法が妻の妊娠中絶を禁止する一方的な権限を夫に与えることは憲法上認められない、州自体がその権限を欠くから

であるとした。

判決はさらに次のようにいう。理想では、中絶の決定は妻と夫の合意によって下されるべきものである。これほど重要な点について結婚のパートナーが一致できないとすれば、その結婚は円満であり成功しているとはいえないであろう。しかし夫に拒否権を与えたからといって、婚姻の相互信頼を増し、婚姻関係と結婚制度を強化するという目標が達成できるとは考えられない。

妊婦が医師の承認をえて、しかし夫の同意なしに中絶の決定をすることは一方的であるといえよう。しかし中絶について夫と妻の意見が違えば、結婚の二人のパートナーのいずれかの意見をとらねばならない。子を身ごもり、妊娠により直接の影響をうけるのは女性であるから、配偶者のうち女性の意見が重視されるのである。

親の同意。三条(四)は、妊娠三ヶ月内の中絶について妊婦が未婚であり、一八歳未満の場合に親の同意書を必要とした。両親の一方の同意で足りる。ただし母親の生命を守るために医師が必要と認めた場合はのぞく。

被告は、未成年者を保護するための多くの規制を例にあげ、また一〇歳、一一歳の子供が中絶を求めた例があることを指摘して、「子供について責任あるいは関心をもつ」成人の同意なしに子供に中絶を許すことは、「未成年者の福祉を守る州の責務を放棄することになる」と主張した。

原告は、この条項が妊娠した未成年の子の意向よりも親の意向に最終的な優越性を認めるものであると主張した。またミズーリ州では、親の同意を得て結婚した一八歳未満の女性は親の同意なしに中絶できるのに、未婚の場合は中絶に親の同意を必要とするのは不当であると主張した。

判決は、配偶者の同意についてと同じように、州には医師と本人の妊娠中絶の決定に対して第三者に絶対的たぶ

ん専断的な拒否権を与える憲法上の権限はないとした。一般的に州には未成年者の福祉を保護する権限がある。本件では成人の場合には求めない親の同意を、未成年者の中絶について要件とする十分な公益があるかが問題である。

この条項の立法目的の一つにあげられるのは、家族の結合と親の権威を保護することである。しかし、医師と未成年の患者が下した中絶の決定を覆えす絶対的な権限を親に与えることが、家族の結合を強めるとは考えられない。また親の拒否権が親の権威や支配を助けるともいえない。未成年の子と同意を与えない親は基本的に対立しており、妊娠の事実そのものがすでに家族関係を分裂させているのである。未成年の娘の妊娠中絶について親がもつ利害は、妊娠できるほど成育した能力をもつ未成年の子のプライバシーの権利よりも重視されるとはいえない。

反対意見は、夫あるいは親の同意権を認めた州法は合憲であるとする。その理由は次のように要約できる。

州法は夫の同意を要件とすることによって、胎児の生命を守ることを夫に授権しているのではない。夫には胎児の生命について夫個有の利益があるのであり、妻の一方的な決定によって消滅させられるべきではない。母体の中絶決定権は、妊娠中の自己の身体を支配する利益にもとづくのではなく、出産後の子の養育の負担を考慮してのことである。夫も子の養育に責任を負う以上、中絶の決定について発言権を認められるべきである。

法廷意見は、州が家族の結合を強化する利益、あるいは親が中絶の決定にかかわる固有の利益を認めない。しかし親の同意を要件とするのは、州あるいは親の利益を守るに止まらない。中絶の決定は妊婦本人にとって重要であり、とりかえしのつかない結果を伴うだけに、本人のために最善の決定をなしうるよう、とくに未成年の妊婦について親との相談と同意を要件としたのである。親の同意を求めることは、未成年者の配慮の足りない決定を補うために伝統的に認められる方法であり、本件において、それが違憲とされる理由はない。⁽²⁶⁾

法廷意見は中絶をあくまでも妊娠した女性個人の決定として捉えるのに対して、反対意見は夫あるいは親がその決定に関与すべきであるとするのである。夫婦、親子の基本的な関係について、両者は対照的な理解のちがいを示している。

(24) *Roe v. Wade*, 410 US 113 (1973); *Doe v. Bolton*, 410 US 179 (1973). これらの判決の紹介としては、佐藤幸治 [1975] アメリカ法一一一がある。

(25) *Planned Parenthood of Missouri v. Danforth*, 428 US 52 (1976). この判決の紹介としては、阪本昌成 [1979-2] アメリカ法三〇四がある。

(26) 428 US at 92-94.

5 離婚

最高裁は先に婚姻の権利を基本権の一つであるとした。離婚の権利にかかわるのが次にとりあげる判決である。アメリカでは当事者が婚姻の解消に合意し、届出によって離婚が成立するという制度はない。離婚は必ず裁判手続によらなければならない。そこで法定の裁判手数料を支払えない貧困者は、離婚の権利を奪われたといえるか。

一九七一年の最高裁判決は、⁽²⁷⁾コネティカット州が「貧困者の」原告の訴訟を受理しなかったことは、同州では訴訟が離婚を成立させる唯一の方法であることから、結婚の解消を主張する権利について主張の機会を拒否するに等しいとした。原告は適正手続の保障を奪われたとされたのである。

原告ボディは、コネティカット州で生活保護を受ける既婚女性である。離婚を求める訴訟を州裁判所に提起しようとしたが、法定の訴状受理手数料四五ドル、送達手数料一五ドルを納入できず、訴状の受理を拒否された。そこで彼女は同州に住み生活保護を受ける女性で、離婚を望みながら、法定の訴訟手数料を支払えないため離婚訴訟を起せな

いすべての者のためにクラス（集合）訴訟を連邦地方裁判所に起した。原告は、手数料徴収を定めた州法を原告のよ
うに生活保護を受ける者に適用するのは違憲であり、手数料の支払なしに離婚訴訟の提起を認めよと主張した。

三人の裁判官により構成された第一審は原告の請求を棄却した。上告を受けた最高裁判所は、州が裁判手数料を支
払えない貧困者の離婚訴訟の受理を拒否することは適正な法の手続の保障に違反すると判決した。

「この社会における価値体系のなかでの婚姻関係の基本的な位置と、それに付随して州がこの関係を法的に解消す
る手段を独占していることからみて、適正手続〔条項〕⁽²⁸⁾は、支払能力を欠くというだけの理由で、州が婚姻の法的解
消を求める個人に裁判所の利用を拒否することを禁止する。」

さらに判決は州が救済手段を独占する点について次のように述べている。「婚姻はわれわれの社会のなかで基本的
な重要性をもつ利益を内包するものであり、それゆえに州が婚姻制度の多くの側面を規制してきた。商取引の契約
と違い、州の同意をえずして私人が合意によって婚姻を成立させ、あるいは解消することを認めている法域はない。
実体的な要件がすべて充足されたとしても、州の裁判制度に訴えることなしに二人の成人の同意によって離婚し、婚
姻に伴う法的義務の制約からお互いを解放でき、さらに基本的には再婚禁止から解放できるとしている例はない。

この判決は、第一四修正の適正手続条項のもとで、すべての個人に裁判所に提訴する権利が保障されているという
ものではない。本件では裁判手続が「基本的人間関係の調整」の不可欠な前提となっている。しかも裁判手続によら
なければ離婚できないとしたのは全く州の一方的な規制による。したがって州はすべての市民に法定の手続を利用す
る保障を与えずして、離婚する権利をあらかじめ否定することがあってはならない。

この判決は平等条項を根拠にしたものではない。平等条項にもとづけば、民事訴訟を提起する基本権を認めるか、

貧困者に対する事実上の差別は違憲の疑いがあるとせざるをえなかったであろう。ここでは適正手続の保障のもとでは、州が主張する裁判費用の一部に当てる手数料の必要性、不真面目な訴訟の防止といった目的は不十分であると判断された。実体的適正手続にもとづく判断であろう。

「基本的人間関係の調整」のためには離婚の権利が必要である。州が離婚成立の手段を独占しているのであるから、手数料の支払ができないことを理由に受理を拒むのは、離婚の機会を「完全に奪う」結果になる。最高裁はこうした要素を重視したのである。

離婚の権利は、その後の最高裁判決によって制限されたので、結婚の権利ほど憲法上確立したものとはいえない。一九七五年、最高裁は、アイオワ州法が同州で非居住者に対し離婚訴訟を提起しようとする者は、そのまえ一年間、州内に居住することを要件とした条項を合憲とした⁽²⁹⁾。同州が「離婚工場」になることを防ぎ、また同州の離婚判決が他州で争われることを避けるという立法目的が合理性をもつとされたのである。最高裁は、コネティカット州法が離婚の機会を完全に奪うのに対して、アイオワ州法は離婚を遅らせるだけであるとして、二つの事件を区別した。

アメリカの社会では、いぜん一般の理解として、法的に、結婚するのは易しいが、離婚は難かしいと信じられている。婚姻が両性の生活の共同であり、継続する相互の責任を前提とする以上、これをたやすく解消すべきでないのは当然であろう。離婚のまえに当事者の冷静な判断を求めため、一定の期間をおくことは、婚姻制度を維持する州の利益からして、許された範囲の規制と判断されたのである。最高裁が離婚を基本権の一つと認め、誰もが行使できるように保障することは、長い目でみれば婚姻の法的意味を薄れさせることになりかねないのである⁽³⁰⁾。

(27) *Boddie v. Connecticut*, 401 US 371 (1971). なお本件についての詳しい論評として、釜田泰介「貧困と裁判を受ける権

利」同志社法学一四二号一七〇頁がある。

(28) 401 US at 374.

(29) *Sosna v. Iowa*, 419 US 393 (1975). なお本判決の内容、判例の流れのなかでの位置づけについては、釜田泰介「定期間居住要件」と平等条項(一)(二)、同志社法学一四七号九六頁、一四八号四〇頁、六〇頁に詳しい。

(30) *Wilkinson and White, Constitutional Protection for Personal Lifestyles*, 62 *Cornell L. Rev.* 563, 576-77. (1977).

6 未婚の父

これまでの事例は、結婚、離婚、避妊、中絶などにかんするものであるが、いわゆる核家族の形成、あるいは分解にかかわる当事者の憲法上の権利が問題となった。もっと一般化していえば、伝統的な家族モデルに合致しない生活様式を選ぶ個人の自由がどこまで認められるかが問われているのである。

たとえば、婚姻の法手続を踏まない事実上の夫婦関係、婚外関係から生れた非嫡出子の扱い、血縁関係はないが同居し助け合う「家族」といった、個人のえらぶ生活様式が、どこまで権利として認められるか。正式の婚姻にもとづかない事実上の家族関係にも、憲法上の保護が認められたのは、まず非嫡出子についてである。最高裁は非嫡出子を差別あるいは不利益扱いするいくつかの州法を違憲とした。他人の不法行為による親の死亡にもとづく請求権⁽³¹⁾、労災補償金の支払⁽³²⁾、父親に対する扶養請求権⁽³³⁾などについて、非嫡出子を差別した法律は違憲とされた。州が法律婚以外の性交渉を承認せず、非嫡出子に不利益扱いを与え、正式の婚姻を保持するという目的は、非嫡出子に対する差別を正当化するものではないとされたのである。

非嫡出子の事例では、最高裁は両親の婚外交渉の是非よりも、何の責任もないまま非嫡出子本人が不利益扱いを受けることを重視する。法律婚にもとづく正式の家族関係を維持する州の目的は正統であるとしながら、非嫡出子を差

別し、ステイグマを付す手段が不当であると判断している。

次にとりあげる事例は、⁽³⁴⁾非嫡出子に対してではなく、その父親に対する規制が争われた。父親はみずから内縁関係にとどまるという選択をした当事者である。

ジョン・スタンレイとピーター・スタンレイとは一八年間にわたって内縁関係にあり、その間に三人の子供が生れていた。イリノイ州法のもとでは内縁関係から生れた子の父親には親権が認められない。母親ジョンの死亡後、州は残された子供は州の監護下にあるとして裁判所に後見人選任の手続をとった。イリノイ州法の「父母」の定義は、「嫡出子の父および母、父母の一方が死亡の場合は生存する者、非嫡出子の生母、それに養親」となっており、未婚の父は含まれていない。

イリノイ州法は子供を遺棄したすべての親に対して親権剝奪の手続を定めている。州が親に対する通知、聴問、さらに遺棄と認められるような、親の不適格性を示す証拠を提出するなどの手続を踏まなければならない。しかし、未婚の父に対しては、生存する親もしくは後見人がいないという理由で、州が後見人を選任するという単純な手続によって、その子を奪うことができる。州はその父親が子供の母親と婚姻していないことを立証するだけでよい。親としての不適格性はすでに未婚の父を親の定義から除外した州法によって推定されるので、後見人選任手続では、未婚の父親からの適格性の主張はとりあげられない。

最高裁判決は、このように未婚の父を差別する州法は第一四修正の適正手続と平等条項の両方に違反するとした。スタンレイは適正手続条項にもとづいて、子供を奪われるまえに親としての適格性にかんする審理を受ける権利がある。また他のすべての親には認められている聴問の機会を未婚の父にだけ与えないことは、法の平等の保護を拒むと

いのである。

イリノイ州法の関連条文の制定目的は「未成年者の道徳的、感情的、心理的、身体的福祉と、共同体の最上の利益」の保護であり、また「可能なかぎり未成年者と家族の結びつきを強化することにある。〔その措置は〕身柄を父母の監護から移すことなしには、未成年者の福祉、安全、または公益の保護が十分に守られない場合にかぎられる」としている。

最高裁は、これらの立法目的が正統な州の公益配慮にもとづき、また実施できる権限内にあることを認めた。しかし、これらの目的を達成するための手段が妥当なものかどうかを問う。特定の事例において、父親に適格性があるかどうかを決定する聴問の機会をおかずに、父親から子供を引離すことは、州のいかなる公益にかなうのか。州の主張は、たいていの未婚の父は親としての適格を欠き、子を遺棄すると主張する。しかし、すべての未婚の父がそうであるとはいえず、子の監護、養育に適した者もいる。本件のスタンレイが子の監護、養育を怠った父親であるという記録はない。彼に主張の機会を与えれば、父親としての適格性があると判断されるかも知れない。そうであれば、彼の手ひきつづき子を委ねることが州の公益にかなうことになる。

判決はさらに次のようにいう。もしスタンレイが父親としての適格性をもつのであれば、州が彼の子供を後見する必要は無に等しい。州がスタンレイの不適格性を立証するよりも推定すると主張しているのは、証明よりも推定が簡便であるというだけにすぎない。適正条項のもとでは、この利点は家族の一員を引き離すという問題がかかっている時に、父親に聴問の機会を拒む根拠としては不十分である。

イリノイ州では婚姻関係にある父母、離婚した父母、未婚の母の子については、聴問と遺棄の証拠があってははじめ

て、州が親権を奪うことになっている。しかし未婚の父の子については、親の適性についての聴問も遺棄の証拠もなしに、親権を否定する。すでに判断したように、同州のすべての親には子供を取り去られるまえに、親の適性について聴問の機会をえる憲法上の権利がある。従って、他の父母にはそれを与えながら、未婚の父にだけ聴問の機会を与えないことは平等条項にも違反する。

この事例において、州は、婚姻あるいは養子縁組にもとづく法的義務によって結び合わされた家族単位のなかで生れた父・子関係だけを承認しようとしたのである。しかし、最高裁は、内縁から生れた父・子関係が正式な婚姻による家族関係に劣らず「暖かく、永続的で、また重要である」⁽³⁵⁾ことを認めなければならぬと判示した。

この判決は、内縁のままであっても父は子の養育、監護をなしうるという立場に立つようである。従って、個人は結婚しないままで子供を育てることができる。そして法律は結婚したうえで子供を育てることを選択するよう強制しない。こう解釈すれば、⁽³⁶⁾独身でありながら養親となることを認めない理由はない。さらにコミュニケーションなどで複数の人が正式の結婚関係とかかわりなしに子供を育てることも認めざるをえないことになる。たしかに本件の父子は実親子であった。しかし、判決の基本的な立場が、子供の養育、監護の能力をもつ成人は、法律婚が存在しないというだけの理由で親としての適格性を否定されないということであるとすれば、たとえ血縁関係がなくとも同様の適格性を認めてよいということになるのではなからうか。

婚姻あるいは血縁関係のない人たちが「家庭」をつくり、家族あるいは世帯を構成する場合が多くなっている。伝統的モデルに従えば、家庭は婚姻した夫婦とその子供を中核とした、相互扶助、養育の場である。それは法の立入るべきでない聖域であり、城である。しかし、婚姻、血縁以外の人間関係が家庭をつくることもある。経済的利害、宗

教、政治的信条、あるいは友情、信頼を分けあう人たちが、生活の場を共にすることもある。こうした生活関係の単位は家庭としての保護を受けうるのであろうか。

血縁、婚姻関係にない個人の同居による世帯の性格が、次のような事例で問題⁽³⁷⁾となった。フード・スタンプ法は、貧困家庭に食料を保障するために、政府が発行する食糧切符を収入程度によって割引価格で給付することを定めている。一九七一年にこの法律に修正が加えられ、家族関係にない同居人のいる世帯は給付の対象からのぞかれた。たとえば、五十六歳の病身の婦人と、その友人の女性とその三人の子供が同居する世帯は給付を拒否された。また二人の女性が家賃を分担してアパートを借り、その一人の娘を聾啞学校に通わせていた世帯も受給資格なしとされた。

一九七一年の修正が、家族関係のある世帯に給付を限ったのは、関係のない者が食料切符を受給する目的で同居した世帯を排除するためであった。とくに当時のヒッピー集団を除外するのが修正の目的であったといわれる⁽³⁸⁾。

最高裁はこの修正を違憲であるとした。家族関係にない者を含む世帯を除外する十分な理由がないというのである。「一九七一年修正は食料切符プログラムを悪用するおそれある者ではなく、むしろ、あまりにも貧しいため給付を必要としながら、その給付資格に合うよう世帯構成を変えることさえできない者だけを、実際の適用において除外することに……。……本件で争われた分類〔家族関係にある者のみの世帯と、関係のない者を含む世帯〕は、不正確であるばかりではなく、まったく何らの合理的根拠をもたない⁽³⁹⁾。」判決は以上のように述べ、この修正が憲法の第五修正の適正手続に違反するとした。

この判決は、伝統的「家族」モデルをはずれて、いかなる理由であれ、求める人が共同生活を営み、それが生活の単位として憲法上の保護を受けうることを示したものといえよう⁽⁴⁰⁾。

- (15) *Levy v. Louisiana*, 391 US 68 (1968).
- (22) *Weber v. Aetna Cas. & Sur. Co.*, 406 US 164 (1972).
- (23) *Gomez v. Perez*, 409 US 535 (1973).
- 非嫡出子の地位をめぐる判例の分析は、釜田泰介「嫡出・非嫡出による区分と法の平等条項」——アメリカにおける憲法訴訟を中心として (一九六八—八〇)同志社法学一六四号三三一頁に詳しい。なお *Labine v. Vincent*, 401 US 532 (1971) の紹介としては、三木妙子 [1973] アメリカ法一一〇がある。
- (24) *Stanley v. Illinois*, 405 US 645 (1972).
- (25) 405 US at 651-52.
- (26) *Wilkinson and White, Constitutional Protection for Personal Lifestyles*, 62 *Cornell L. Rev.* 563, 582 (1977).
- (27) *United States Department of Agriculture v. Moreno*, 413 US 528 (1973).
- (28) 413 US at 534.
- (29) 413 US at 538.
- (40) 一家族用住居には、家族関係にない者の居住を二人以内に制限する条例の合憲性が争われた事例で、最高裁は、家族関係にある者(伝統的家族モデルの成員)については人数を制限せず、家族関係にない者の人数を制限することは平等条項の違反に当たらないと判示した。六人の大学生が同居したことが条例違反に問われた事例である。 *Village of Belle Terre v. Boraas*, 416 US 1, (1974). 本件の紹介として、釜田泰介 [1975] アメリカ法二四二がある。

三、お ず び

ここにとりあげた判例をとおして、最高裁が一九六〇年代以降、家族関係にかかわる州法の規制のいくつかを憲法違反であるとし、個人の権利の保護を前面に押し出してきた傾向を読みとることができる。これらの一連の判決から、最高裁は州法が維持しようとする伝統的家族モデルに対して、個人がみずから好む生活スタイルを選ぶ自由を認める

方向を示しているようである。

アメリカにおける多くの州法は、異人種間の婚姻禁止法や避妊薬の規制にみられるように、日本では考えられないほど、家庭内や夫婦の私事に立入った規制をしてきた。多様なグループを内包するアメリカ社会であるだけに、伝統的家族モデルに表現された価値観を、法律をとおして強制する必要が大きいのである。しかし、最高裁の判決は、個人のプライバシーに干渉するような州規制を排除している。伝統的モデルへの同化を求める州法に対して、どんな生活様式を選ぶかを個人の私的自治に委せるという立場を示している。個人の価値観がますます多様化するなかで、最高裁の立場は、家族にかんする法の規制を縮少し、中立化する結果を生むようである。このことは、法律上の家族関係と事実上の家族関係との区別をさらにあいまいにすることにならないか。最高裁は結婚の権利を基本権の一つとして認めたが、すでに法律婚そのものの意義が薄れているのではなからうか。法律上の手続をまったく無視して、事実上の婚姻、家族関係を結ぶ人が増える状況のなかで、州の関与を最小限におさえて、婚姻をまったく私人間の契約として再構成する提案さえなされているのである。⁽⁴⁾

伝統的家族モデルを保持するための法規制が縮少され、中立化される一方で、事実上の家族関係に対する政府の関与は、婚外子の監護、養育、生活保護などをとおして増大する傾向にある。

こうした時点で、最高裁の一連の判決を読むと、いったい法律上、保持すべき家族とはなにかという疑問がますます深まるのである。家族についての伝統的モデルが大きくゆらいでいる時だけに、最高裁がこれから判決をとおして、新しい家族観をどのように明確にし、提示してゆくのか、注目される場所である。

(4) 註1にあげた論文を参照。一九八〇年夏には、カーター大統領の発案で、「家族にかんするホワイト・ハウス会議」The

White House Conference on Families が開かれた。これも現代のアメリカ社会における「家族」の意味を問いなおそうとする試みの一つであろう。

アメリカにおけるここ一〇年間の伝統的家族モデルの変貌を示す数字をいくつかあげておこう。現在、アメリカの家庭で生計のため外で働く父親、主婦として家庭にいる母親、そして一人以上の子供によって構成されるのは、全家庭のわずか一三%にすぎない。母親の半数以上は家庭外で仕事をもっている。

ここ一〇年間、一九七〇年と最近の数字(以下の各項目についても同じ)を比べると、(1)結婚した夫婦の数は、二、一五九、〇〇〇から二、三二七、〇〇〇組へと七・三%増えているが、(2)離婚数は七〇八、〇〇〇から一、一七〇、〇〇〇組へと六五・三%の増加を示し、二組に一組の夫婦が離婚している。(3)結婚している夫婦の数は、四四、七二八、〇〇〇から四七、六六二、〇〇〇組とわずか六・六%の増加をみせたが、(4)内縁の夫婦は、五二三、〇〇〇から一、三四六、〇〇〇組へと一五七・四%もの伸びを示している。また(5)一人で住む人の数も、一〇、八五一、〇〇〇から一七、二〇二、〇〇〇人と五八・五%の増加をみせた。(6)子供のある夫婦は、二五、五四一、〇〇〇から二四、六二五、〇〇〇組へと三・六%減少した。(7)両親とともに住む子供の数も、五八、九二六、〇〇〇から四八、二九五、〇〇〇人へと一八%減少したが、(8)片親だけと住む子供の数は八、二三〇、〇〇〇から一一、五二八、〇〇〇人へと四〇・一%も増えた。(9)一家庭平均の人数は三・三人から二・八人へと一五・二%減少した。(10)夫婦とも働きの家庭が二〇、三二七、〇〇〇から二四、二五三、〇〇〇戸へと一九・三%増加した。(アメリカ連邦商務省統計にもとづく、U. S. News & World Report, p. 50, June 16, 1980 掲載の表から)。